

平成 29 年 11 月
京都市子ども若者はぐくみ局
（幼保総合支援室）
電話 251-2390

幼保連携型以外の認定こども園に係る認定権限の移譲に伴う本市基準案に対する市民意見募集の結果について

幼保連携型以外の認定こども園に係る認定権限の移譲に伴う本市基準案に対する市民意見募集について、結果をとりまとめましたので御報告いたします。

1 募集期間

平成 29 年 9 月 19 日（火）～平成 29 年 10 月 23 日（月）

2 応募結果

(1) 属性

ア 利用施設等

意見提出者	件数
保育所（認定こども園を含む）	15 件
小規模保育事業（事業所内保育事業、家庭的保育事業を含む）	8 件
幼稚園	95 件
それ以外（利用していない場合を含む）	33 件
合計	151 件

イ 記入者

意見提出者	件数
保護者	41 件
保育事業者	23 件
保育士等従事者	55 件
その他	32 件
合計	151 件

(2) 主要項目別の意見数

	項目	件数	(内訳)		
			賛成	反対	その他
基準案に関する御意見	① 職員配置に関すること	34	29	4	1
	② 職員資格・職員配置に係る特例措置に関すること	10	1	6	3
	③ 設備基準に関すること	2	2	0	0
	④ その他(条例改正全体に関する御意見等)	29	27	2	0
基準案以外のことに関する御意見	⑤ 11時間開所・土曜開所に関すること	20			
	⑥ 保育料・上乗せ徴収に関すること	12			
	⑦ 保護者等への情報の提供・発信に関すること	10			
	⑧ その他	61			

※ 複数の項目にわたり御意見をいただいているケースがあるため、(1)と(2)の合計件数は一致しない。

3 主な意見の内容と本市の考え方

(1) 基準案に関する御意見

①職員配置に関すること 34件

市民の皆様の御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所と幼稚園はそれぞれに長い歴史があり、法律上の位置づけにおいても保育所は児童福祉施設、幼稚園は学校という違いがあるので、それぞれの特色を活かせるよう基準において違いがあってもよいと思う。 ・ 幼稚園型については、国基準とした方が、幼稚園からの移行 	(内訳) 賛成 29 反対 4 その他 1	幼稚園と幼稚園型認定こども園は、学校教育法上の学校である一方、幼保連携型認定こども園や保育所は児童福祉施設であり、それぞれ法的な性格が異なります(幼保連携型認定こども園は、認定こども園法に基づく学校)。 また、本市においては、建学の精神に基づく創意工夫を凝らした

<p>はしやすい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員は多い方がより安全であり，質の高い保育を提供してきた京都市だからこそ，幼稚園型も京都市基準が望ましく，子どもたちの待遇を平等にしてほしい。 ・職員配置の手厚さの差により，幼稚園型の評価が悪くならないか心配である。 		<p>幼稚園による学校教育と，子育て家庭の支援と子どもの育ちの保証を両立する手厚い保育を，幼稚園と保育園がそれぞれに担ってきた歴史があり，その積み重ねの結果として，現在の本市の子育て環境は全国に誇れる高い水準にあると考えています。</p> <p>本市としては，今後とも，幼稚園と保育園が双方の良さを生かして，多様な選択肢を保護者に提供することが，保護者の多様な教育・保育ニーズに応えることになると考えています。</p> <p>以上の観点から，幼稚園型認定こども園の職員配置基準については，国基準どおりとし，各幼稚園型認定こども園の創意工夫にゆだねる余地を残したいと考えています。</p>
--	--	---

②職員資格・職員配置に係る特例措置に関すること 10件

市民の皆様の御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・現在保育士不足と言われているので，子育て経験のある母親とかどンドン活用していったらどうか。 ・児童数が少数となる時間帯について，常時必要とされる2人の職員のうち1人を，専門知識が十分に身につけていない職員や保育士の資格を持たない職員が配置可能であることは，不安である。 ・特例措置ではなく標準基準として，保育士の資格を有してい 	<p>(内訳)</p> <p>賛成 1 反対 6 その他 3</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保育人材確保の観点から，既に保育所や幼保連携型認定こども園においても，朝夕等の児童が少数となる時間帯における職員配置に係る特例措置や，指定研修を修了した幼稚園教諭等を代替保育士として活用することを認める特例措置を導入しているところです。今回制定する条例についても同様に，特例措置により活用できる代替職員に子育て支援員研修の受講を義務付け，質の担保を図るとともに，平成31年度末までの時限

<p>なくても、幼稚園教諭の免許状を有していれば幼稚園型認定こども園の職員になれることとしてもよいのではないかと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園教諭等の活用に係る特例について、特例措置の期間が残り2年であることを周知徹底し、保育士及び幼稚園教諭の両方の免許状を取得しやすい環境整備に取り組んではどうか。 		<p>措置にしたいと考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市では、関係団体及び養成校の御協力を得て、府下の認定こども園並びに京都市内の幼稚園及び保育園の職員に特化した幼稚園教諭免許状更新講習を設けるなど、環境整備に取り組んでいるところですが、引き続き資格取得に向けた周知等に努めてまいります。
---	--	---

③設備基準に関すること 2件

市民の皆様の御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・乳児室の面積が確保されるよう明確化することに賛成する。 ・保育室を2階以上に設置する場合における、設置階に対応した避難設備等の基準について、保育所の基準を準用することに賛成する。 	<p>(内訳) 賛成 2</p>	<p>設備基準については、当初基準案のとおりとしてまいります。</p>

④その他（条例改正全体に関する御意見等） 29件

市民の皆様の御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
<p>【条例改正全体に関する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育の受け皿が増えることは良いことであり、幼稚園が移行しやすい基準にすることが大切だと思う。 ・それぞれの園の特色や独自性のある運営を引き継げる余地がある京都市の案でよいと思う。 ・各園の個性や良さを活かせるよう、保育所型と幼稚園型において基準が異なってもよいと思う。 ・保護者からすると、京都市は 	<p>(内訳) 賛成 27 反対 2</p>	<p>御意見については、条例改正及び今後の運用の参考とさせていただきます。</p>

<p>保育園と幼稚園だけで大丈夫です。認定こども園は必要性を全く感じません。「保護者にとって選択肢が増えることは良い」と思われているかもしれませんが、それは大きな間違いです。混乱をまねくだけです。</p>		
--	--	--

2 基準案以外のことに関する御意見

⑤ 11時間開所・土曜開所に関すること 20件

市民の皆様御意見	御意見に対する本市の考え方
<p>【11時間開所・土曜開所を不要とする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共働きの家庭が増加する中で、長時間の保育のニーズがあることは理解できるが、短時間の保育で十分と考えている家庭も多く、11時間開所・土曜開所をするかどうかは各園の独自設定とする方が、負担にもならず、各園の特徴を活かすことにも繋がるのではないかと。 ・11時間開所・土曜開所が前提となると、職員確保の観点から幼稚園型認定こども園への移行が厳しくなるため、可能な限り従来のかたちを引き継げるように基準を緩和し、地域の状況に合わせて保育時間を増やす工夫をすればよいのではないかと。 	<p>本市における現在の状況では、保育標準時間認定（1日当たりの保育利用時間が8時間～11時間）と保育短時間認定（1日当たりの保育利用時間が8時間まで）の児童の比率は概ね7：3となっていることから、地域の実情に鑑みれば、11時間の開園時間が確保されなければ、保育ニーズに十分応えられない状況にあります。</p> <p>また、保育を必要とする児童については、利用を希望する園ではなく本市に利用申込をしていただいたうえで、保育の必要性の高い児童から優先的に保育施設・事業所にあっせん・調整する仕組みになっていることから、保育短時間認定の児童しか受入れないというのは保護者のニーズに応えきれないと考えております。</p>
<p>【11時間開所・土曜開所を希望する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園が幼稚園型認定こども園に移行したとしても、土曜日が休みであったり、預かる時間が短いなど、今までどおりの幼稚園と変 	<p>なお、11時間開所・土曜開所を行っている施設であっても、土曜日が勤務日となっていない家庭に対し家庭での保育の協力を求めることや、結果的に利用者がいない時間帯は保育の提供をしないことも可能としています。</p>

<p>わらないままでは意味がないと思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園型に通わせたいと考えている親は多いが、開所時間が短いままであったり、土曜日が開所されていない状態であれば利用しづらいと感じる。 	
--	--

⑥保育料・上乗せ徴収に関すること 12件

市民の皆様御意見	御意見に対する本市の考え方
<p>【保育料に関する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園型認定こども園の特徴として、職員配置は京都市基準を下回るが、保育料は安くなるというのは保護者の選択肢の幅が広がるのでよいと思う。 ・職員配置の違いにより、保育料に差を設ける案には賛成するが、差が大き過ぎることがないように、保育料の軽減割合について十分に検討してほしい。 	<p>幼稚園型認定こども園の保育料については、職員配置基準を国基準どおりとすることに伴い、基準を引き上げている幼保連携型認定こども園等の保育料よりも軽減する方向で検討します。具体的な軽減割合については、平成30年度予算の編成過程において調整する予定です。</p>
<p>【上乗せ徴収に関する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公費投入されている費用に対して事業者が上乗せ徴収を行わないよう、上乗せ徴収の対象となる費用を明確化し、文書によって説明することを徹底すべきである。 ・保護者負担が多くなることから、同意が前提であることをしっかりと守り、事前に保護者に対して十分に説明することが大切である。 ・職員配置基準を京都市基準に合わせるために、幼稚園型が上乗せ徴収をする場合、保護者から不満を買うことになる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本市から支給される公定価格に含まれている経費については上乗せ徴収等により保護者に負担を求めることはできません。 ・幼稚園型認定こども園については、私立幼稚園で培われた特徴や特色ある運営を引き継ぐため、保護者同意を前提に、移行前と同様に学校教育の質の向上を図る場合や幼保連携型認定こども園と同じ基準で職員を加配する場合については、上乗せ徴収を可能とする方向で検討しています（学校教育の質の向上を図る経費については、幼保連携型及び保育所型も上乗せ徴収を可能とする予定です）。 ・保護者に対し実費徴収（教材費や行事

	費等に係る経費) や上乗せ徴収による負担を求める場合、施設から文書による説明を行い、保護者の同意を得ることが制度上義務付けられていますので、各園に対し取扱いを周知徹底しております。
--	--

⑦情報の提供・発信に関すること 10件

市民の皆様の御意見	御意見に対する本市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所型と幼稚園型で職員配置基準が異なることに伴い、保育料にも差が出てくるのであれば、保育料が安いという理由のみで安直に幼稚園型を選ぶ保護者の増加が懸念されることから、それぞれの特徴や違いについて丁寧に説明する必要があると思う。 ・ 認定こども園の制度について、もう少し詳しい説明がなければ、関係者でも理解が難しいところがある。 ・ 保護者が行きたい園を選ぶ際に混乱が生じないように、京都市や各園が配布資料、インターネット及び窓口等でしっかりと情報の提供をしてほしい。 	<p>教育・保育施設の利用を希望される方が、施設ごとの基準の違いや保育料と上乗せ徴収の関係を理解したうえで、多様な幼児教育・保育の選択肢の中から希望する施設を適切に選択できるよう、本市が作成する印刷物やホームページ、入園相談の際の区役所・支所からの説明等において、より丁寧な情報提供に努めてまいります。</p>

⑧その他 61件

市民の皆様の御意見	御意見に対する本市の考え方
<p>【幼稚園に関する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園のこれまでの取り組みを理解し、幼稚園型認定こども園の意義を前向きに検討してほしい。 ・ 幼稚園の長い歴史や現場の声を大切に、幼稚園らしさを少しでも残してほしい。 ・ 京都市の幼稚園は、子育て環境の 	<p>御意見については、条例改正及び今後の運用の参考とさせていただきます。</p>

<p>変化の中で質の高い幼児教育・保育の提供のために努力をしております、その積み重ねを評価していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園には幼稚園の良さがあり、変わらないままであってほしい。 	
<p>【保護者ニーズに関する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所と幼稚園のそれぞれの特色を活かし、保護者の教育観や子どもの個性に合った多様なニーズに応えることが大切だと思う。 ・基準や保護者負担が異なる施設がある中で、各事業者が創意工夫し切磋琢磨することで、総合的に教育・保育サービスの向上に繋がると思う。 ・保護者の労働形態は様々であり、選択肢の幅を持たせる方が現実的であり、事業者と保護者それぞれに利点がある。 	<p>御意見については、条例改正及び今後の運用の参考とさせていただきます。</p>
<p>【基準案の検討経過に係る意見】</p> <p>京都市子ども・子育て会議の幼保推進部会で使用される資料を全て、京都市情報館のホームページで閲覧可能にしてほしい。</p>	<p>以下のとおりホームページに掲載しましたので御参照ください。</p> <p><掲載場所></p> <p>京都市情報館トップページ→</p> <p>市政情報 →</p> <p>市民参加 →</p> <p>審議会等開催結果 →</p> <p>子ども若者はぐくみ局</p>
<p>【その他の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準を定めるだけでは意味がなく、認定こども園への移行を促進するため、移行前と移行後で補助金に差を設けてはどうか。 ・体制が変わることで、多くのお金、人及び物が動くが、どこかに利権が集中することがないように 	<p>御意見については、条例改正及び今後の運用の参考とさせていただきます。</p>

<p>してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材確保や質の向上のためにも、保育士・幼稚園教諭の労働環境や賃金の体制をしっかりと整えてほしい。 	
<p>【本市への御質問等】</p> <p>京都市は認定こども園を増やしていきたいのか。</p>	<p>認定こども園への移行については、既存の各保育園、幼稚園の判断を尊重することとしており、移行を希望する園に対しては、円滑に移行できるよう市としてきめ細かな支援を行ってまいります。</p>
<p>従来の保育所と幼稚園で問題ないと感じるが、なぜ認定こども園が必要なのか。</p>	<p>認定こども園は、幼稚園と保育園の良さを併せ持ち、子どもたちに質の高い幼児教育・保育を総合的に提供するとともに、地域の子育て家庭に対する支援を行うことが義務付けられている施設です。平成27年度からスタートした子ども・子育て支援新制度においては、国において、普及促進を図るため給付体系を一本化する等の制度改正が行われたところです。</p>
<p>認定こども園に移行した場合について、職員の労働環境の変化や配慮はどのようになるか。また、混乱は生じないか。</p>	<p>幼稚園が認定こども園に移行した場合、開園時間や開園日数が増えることに伴い、職員の勤務体制の見直し（早出、遅出といったシフト制等）が必要になる可能性があります。</p> <p>認定こども園への移行を希望する園が円滑に移行できるよう、市としてフォローしていきたいと考えています。</p>